

【防府市】

整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数（人）	8, 838	8, 791	8, 771	8, 728	8, 698
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	10, 163	10, 109	86	37	2
③ 整備台数（台） （予備機除く）	0	8, 771	0	0	0
④ ③のうち基金事業 によるもの（台）	0	8, 771	0	0	0
⑤ 累積更新率（％）	0	99	100	100	100
⑥ 予備機整備台数 （台）	0	1229	0	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの（台）	0	1229	0	0	0
⑧ 予備機整備率（％）	0	14	0	0	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

本市では、令和 2 年度に市立小中学校に 9, 0 0 6 台（iPad）の端末整備を行い、令和 3 年度から端末の使用を開始している。そのため、GIGA 第 2 期における更新については、GIGA 第 1 期の端末使用開始から 5 年を経過する令和 7 年度に GIGA 第 2 期の端末整備を行い、令和 8 年度から端末の仕様を開始する。端末の予備機については、整備台数の上限を超えない範囲で調達することとする。

（端末の整備・更新計画の整備台数について）

①の児童生徒数は市立小中学校の児童生徒数の合計とする。

③の整備台数については、令和 7 年度に一斉整備を行う。令和 8 年度以降、児童生徒数は減少見込みであるため、追加整備を行わず、整備率 1 0 0 %を維持できる。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

本市では、令和 2 年度に県立中学校及び中等教育学校前期課程に 9, 0 0 6 台（iPad）の端末整備を行った。端末の更新に伴い、GIGA 第 1 期で整備した端末の処分に

について記載する。

○対象台数：9,006台（iPad）

○処分方法

- ・処分事業者による引き取り：8,806台
- ・使用済端末を各学校で再利用：200台

端末を再利用する際には、基本的なデータ消去を行ったうえで、各学校の実態に合わせて教育活動に再利用する。再利用の方法については、今後各学校に調査を行い決定していくこととする。

○端末のデータの消去方法（※いずれかに○を付ける。）

- ・処分事業者へ委託する（○）

処分8,806台については、処分事業者が行う。

- ・自治体の職員が行う（○）

再利用する予定の200台については、ICT支援員を中心に行う。その後、使用できなくなった端末は、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者に再資源化を委託する。

○スケジュール（予定）

- ・処分事業者による引き取りについて
令和9年6月～使用端末を事業者へ引き渡し
- ・各学校による再利用について
令和9年3月～ICT支援員を中心にデータ消去